

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 7 日から平成元年 5 月 14 日まで
私は、A社に料理長として昭和 64 年 1 月 7 日から平成 16 年 3 月 20 日まで継続して勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成元年 5 月 15 日となっている。何かの手違いと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間を含む昭和 64 年 1 月 7 日から平成 16 年 3 月 20 日までA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、申立人について、申立期間に厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない旨回答している上、申立期間当時の経理事務担当者は、「私は、申立期間当時、給与の振込担当をしており、申立人のような部長クラスの職員については、入社と同時に厚生年金保険に加入させるようになっていたにもかかわらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことに気付き、その理由を事務担当者に確認したところ、申立人の希望により厚生年金保険に加入させていない旨の説明を受けた。」と述べている。

また、上述の経理事務担当者は、「申立期間当時、A社においては、厚生年金保険への加入について、本人から希望しない旨の申出があれば加入させない場合もあった。」と述べており、申立人から名前の挙がった同社の厨房及び事務所で勤務していたとする同僚 13 人のうち、申立期間前後 6 年間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 6 人について、同社における厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得状況を確認したところ、厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日より 2 か月から 90 か月遅くなっ

ていることが確認でき、申立期間当時、同社においては、厚生年金保険への加入に際しては社員の希望を聞いていたことがうかがえる。

さらに、申立期間の一部期間について、申立人は国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管期間経過のため廃棄している旨回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。